

水質汚濁防止法施行令 改正概要（新旧対照表）

改正前	改正後
<p>○69号の2</p> <p>中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）</p> <p>イ 卸売場</p> <p>ロ 仲卸売場</p>	<p>○69号の2</p> <p>卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）</p> <p><u>（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）</u>に設置</p>
<p>○69号の3</p> <p>地方卸売市場（卸売市場法第3条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>イ 卸売場</p> <p>ロ 仲卸売場</p>	<p>（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>イ 卸売場</p> <p>ロ 仲卸売場</p>
<p>○70号の2</p> <p>自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）</p>	<p>○70号の2</p> <p>自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）</p>

※改正前の69号の3と改正後の69号の2の下線部は同じ内容